

## 危険空き家除却費補助制度について

### 1. 背景

- 現行制度は、補助率  $2/3$ （上限 1,332 千円）であり、本市の他の除却に係る補助金と比べ高額である。
  - ※ 耐震改修促進事業 建替工事補助（旧耐震住宅の除却+新築）  
補助額 100 万円（定額）
  - ※ がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（災害危険区域からの移転に対する補助）  
補助額 802 千円（定額、除却費分）
- 県内 41 市町の状況をみると、2 市町が上限 1,600 千円、9 市町が 1,332 千円、6 市町が 1,332 千円未満である。

No.	市長名	補助率	上限(千円)
1	神戸市	$1/2$	600
2	姫路市	$1/5$	300
3	明石市	$2/3$	1,332
4	洲本市	$2/3$	1,332
5	伊丹市	$2/3$	1,332
6	三木市	$1/2$	500
7	加西市	$1/2$	1,000
8	篠山市	$2/3$	1,332
9	丹波市	$4/5$	1,600
10	淡路市	$2/3$	1,332
11	宍粟市	$1/2$	500
12	たつの市	$4/5$	1,600
13	多可町	$2/3$	1,332
14	太子町	$2/3$	1,332
15	佐用町	$2/3$	1,332
16	新温泉町	$2/3$	1,000
17	赤穂市	$2/3$	1,332

- 今後、申請件数の増加が見込まれる。  
(H27 年度：2 件、H28 年度：7 件、H29 年度：3 件交付決定済)
- 現行制度では、危険空き家が補助対象となっており、危険な状態になると補助金が交付される制度となっている。

### 2. 協議内容

- 補助金額の改善について  
補助金額を  $2/3$ （1,332 千円）から  $1/2$ （1,000 千円）に減額し、より多くの方が活用できる制度とする。